

宇土市告示第 9 3 号

宇土市民芸術文化大会出場補助金の加算額（ジュニア芸術文化大会出場分）を定める要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 9 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市民芸術文化大会出場補助金の加算額（ジュニア芸術文化大会出場分）を定める要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、宇土市における小学生及び中学生（以下「ジュニア」という。）の芸術文化活動を応援し、ジュニア芸術文化の普及と振興を図るため、宇土市民芸術文化大会出場補助金交付要綱（平成 3 0 年告示第 4 6 号。以下「芸術文化大会要綱」という。）の規定に基づき交付する補助金（以下「芸術文化大会補助金」という。）の額に予算の範囲内で加算する補助金の額に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 加算額の交付を受けることができる者は、芸術文化大会要綱第 2 条に規定する補助対象者のうち、次条に規定する大会に出場するジュニア及びジュニア芸術文化団体の指導者とする。

（補助対象大会）

第 3 条 補助の対象となる大会は、芸術文化大会要綱第 3 条に規定する補助対象大会のうちジュニアが出場する大会とする。

（加算額）

第 4 条 加算額は、別表第 1 及び別表第 2 により算出した額を合算した額とする。

2 加算額は、芸術文化大会補助金の額に加算するものとし、芸術文化大会要綱第 4 条に規定する支給回数の上限の範囲内で加算額を算出し交付するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、芸術文化大会補助金の額と対象となる加算額の合計額が別表第 1 の補助対象経費（交通費にあっては、同表備考第 1 項各号に掲げる部分のみを含む。）の合計額を超える場合は、その超える部分の加算額は交付しないものとする。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、宇土市補助金等交付規則（昭和 4 9 年規則第 1 8 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 9 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

補助対象大会	補助対象経費	人数の上限	開催場所	加算額
日本代表及び日本選抜として出場する国際大会	交通費又は宿泊費	同一団体への支給は、大会要項等に規定された登録人員のうち、ジュニア	国外	1 人当たり 3 0, 0 0 0 円
			国内	1 人当たり

		20人を上限とし、指導者のうち3人までを加えることができる。		10,000円
全国大会	交通費又は宿泊費	同一団体への支給は、大会要項等に規定された登録人員のうち、ジュニア20人を上限とし、指導者のうち3人までを加えることができる。	全国（沖縄県を含む。）	1人当たり 10,000円
			九州地区（沖縄県を除く。）	1人当たり 5,000円
九州大会 西日本大会	交通費又は宿泊費	同一団体への支給は、大会要項等に規定された登録人員のうち、ジュニア20人を上限とし、指導者のうち3人までを加えることができる。	西日本	1人当たり 5,000円

備考

- 補助対象となる交通費は、次の各号に掲げる経費とし、芸術文化大会要綱の規定により補助対象となった交通費を除いた経費とする。
 - 公共交通機関を利用する場合の経費
 - レンタカー及び個人車両の借上げ料（燃料費を含む。）
 - 高速道路使用料
- 補助対象となる人数は、芸術文化大会要綱の規定により補助対象となった者の数を除いた数とする。

別表第2（第4条関係）

補助対象大会	開催場所	加算額
日本代表及び日本選抜として出場する国際大会	国内	1 出場補助の加算額 1人当たり10,000円 2 宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり3,000円／泊
全国大会	下記以外	1 出場補助の加算額 1人当たり10,000円 2 宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり3,000円／泊
	九州地区（沖縄県を除く。）	1 宿泊加算額（大会初日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり3,000円／泊 ※ただし、交通事情や特別な事情により大会前日に宿泊が必要な場合は、大会前日の宿泊についても加算対象とする。
九州大会	下記以外	1 宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿

西日本大会		泊分) 1人当たり3,000円／泊
	九州地区(沖縄県を除く。)	1 宿泊加算額(大会初日から大会4日目までの宿泊分) 1人当たり3,000円／泊 ※ただし、交通事情や特別な事情により大会前日に宿泊が必要な場合は、大会前日の宿泊についても加算対象とする。

備考

- 1 宿泊加算額は、補助対象大会に出場(開会式等を含む。)した大会初日の宿泊を起点に算出し、当該大会に出場した最終日の宿泊は対象外とする。
- 2 補助対象となる人数は、芸術文化大会要綱の規定により補助対象となった者及び別表第1により補助対象となった者を合算した数とする。